新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ

猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

要件(換価の猶予)

- 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- 2 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- 3 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- 4 納付すべき国税の納期限から6か月以内(注)に申請書が提出されていること。
 - (注) 既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予(国税徴収法第151条)が受けられる場合もあります。
- ※ 原則、担保は不要です(担保の提供が明らかに可能な場合を除く。)。

内 容 (猶 予 が 認 め ら れ る と)

- 原則として **1年間納税が猶予されます** (状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)。
- ② **猶予期間中の延滞税が軽減**(注)されます。 (注)通常 年 8.8%→軽減後 年 1.0%(令和 3 年中の利率)
- 3 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

(申請による換価の猶予:国税徴収法第151条の2)

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。(裏面をご参照ください。)

次のような個別の事情がある場合は、延滞税なしで納税の 猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し 出ください。

個別の事情の具体例(納税の猶予)

- 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、 国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療等に付随する費用
- 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、 国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失 や費用に相当する金額
- 納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

内 容 (猶 予 が 認 め ら れ る と)

- 原則として **1年間納税が猶予されます** (状況に応じて更に1年間猶予 される場合があります。)。
- 2 猶予期間中の延滞税が軽減 (注) 又は免除されます。(注) 通常 年8.8%→軽減後 年1.0%(令和3年中の利率)
- 3 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

(納税の猶予:国税通則法第46条)

国税の猶予の詳細はこちら

猶予の申請方法等

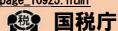
- 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。
 - → 郵送(様式は国税庁HPから入手可能)又は e-Tax をご利用ください。
- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、 書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。
- ※ 地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省: https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html







整理番号				

(納税)の猶予申請書

税務署長殿

国税通則法第46条第 項第 号(第5号の場合、第 号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、 以下のとおり猶予を申請します。

以下	のとま	さり猶	予を申	請します。												
申	住	住 所 所在地 電話番号 () 携帯電話 ()							(<u>1</u>	⋾請年月日	令和	年	月	目		
請者	氏	名									※ 形 形	通信日付印				
	名 称							-			墨	申請書番号				
				番号			\perp				超相	処理年月日		<u> </u>		
	年度 税 目		目	納期限	本	税		加算税	П	延滞税		利子税	滞納処分割		備考	
納						'	PI I		Р	法律による金額	円	円 ————	佐争による並領	. H		
付すべ				• •					n			n				
き国										"			ı,			
税																
	合 計			i h	1					<i>/</i> "	=	-	木 "			
2)イ~	ホの合	計		Ħ	3)現在約	内付可	「能資金額	頂		円	④猶予を受い 金額(ナようとする ②-③)			円
* 3	欄は、	「財」	全収支が	∜況書」の(A)又は「財産	目録」の	カ(D):	から転記								
— ₽	寺に紗	付す														
ない 持り 継絡	ことが い(生 又は 売が 歴	活維業の														
おお詳	る)事 細	情の	猶	予該当事実の	の詳細(納	税の猶	予の	場合):								
		年 月 日 納			付金額	全額 年			月 日 納付金			年	月日	j	納付金額	Į.
⑤ 納	令和				円 令和		1				令和			円		
付計	令和				円 令和						9 令和			円		
画	令和			円 令和					F	円 令和		円 円				
令和 円 令和										F	令和				円	
	欄は、	財	を 収支が	代況書」の(B)又は「収支	の明細書	書」の	(C)及び(D)か	ら転記						
	猶一	予期	間		令和	年	,		日カ	ら 令和	年	月	日まで	C.	月間	訇
※猶予 たた	ぎし、糸	納税の	酋予申請		災害等のやむ					書を提出できれ 申請書を提出す)翌日	
担	保		- 14		室の詳細又は											
孙亦	∄ →	114									※税務署整理欄					
祝 ^攻 署	型士 名							100万円以							超の場合	ì
(電話番号)								□ 財産収支状況書 □ 収支の明細書 □ 財産目録								
			ル姓上	·四和·00木(7)	ョ山ル山作	ı								E 口 琢 R関係		
									H				±粕(幼科♂			

【猶予申請書の記載方法】

申請・審査に当たり、「財産収支状況書」等の作成をお願いしておりますが、準備に 時間がかかる場合など、提出が困難なときは、<u>口頭によりお伺いします</u>。

]	東京 税	务署長殿		納税換価	猶予申請	, 1] 当条項がお分かりになら こお尋ねください。
	说通則法負 のとおり猶言	予を申請し	ます。	号(第5号	号の場合、第	号類似)又は国税	_	51条の29	第1項の規定	により、	
申	住 所 所在地	OO市4	-	- x - x .△) × × × ×	携帯電話 〇〇〇($\Delta\Delta\Delta\Delta$) × × × ×	申請年月日	令和	〇年4月2	20 目	
請者	氏 名 名 称			国稅	太郎		※ 通信日付印 申請書番号				
	年度 和	人番	号 納期限	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分	費備	考	
41.		税及び 消費税) •3 •31	250,	000 —	円 法律による金額 円 要	<u>—</u>	法律による金	● 令和C)年分	
納付すべき	猫予を受けたい国税を上記例に合わせて記載してください。 ※書ききれない場合は、適宜の別紙に記載して添付してください。										
国税						II .	オグに	加什不当	マク宛(「田本奈山	
		合 計		¹ 250,00	00 0						文水ル音 の「現在 を記載してください。
	②イ~ホの台	計	250,00	0 ^A 35	見在納付可能資金額	0	④猶予を受け。 (②-		額 250,0	00	
*3	※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記										
	t)=64/1. h	-				コロナウイルス感勢					<u> </u> 対産収支状況書」の「分
るこ なV	特に納付す ことができ い(生活維 スは事業の		こもらって				4 7120711	7 0.22.77 6	- 7A		寸計画(B)」欄の計画を してください。
継糸	売が困難と る)事情の)入金を全で ^{詳細 (納税の獲}		充てた場合、事業	業の継続が困難になる。 すぐに納付計画を定める				
	1	26 1 b	ダヨ 事 犬 ツ 戸	+ WH (M.142F A 2.7E						1	ンい場合は、徴収担当職 ご相談ください。
	年	月日	納作	寸金額	年月日	納付金額	年月	1	納付金額	Į	
⑤ 納	令和〇. 4.30		Он		令和〇. 8.31) _円 令和 〇 .		10, 000		各月の納付金額の合
付計画	令和〇. 5.31		Он		令和O. 9.30	·	O _円 令和Δ. 1.31				計額は、「④猶予を受けようとする金額」に
		6.30			令和〇. 10. 31		O _円 令和△. 2.28		70, 000 _円		一致します。
* /5	令和〇. 7.31 〇円 令和〇. 11.30 〇円 令和△. 3.31 30,000 円 米⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・										
	猶 予 期					日から 令和 △ 生	手 3 月	31 日ま	で 12月	間	
		i予申請におり	ハて、災害等	のやむを得ない べき国税の法定	埋田	は 1年以内 です がお分かりにな					」 される場合があります。 尋ねください。
担	保	□有	担保財産	の詳細又は							
,-		無	提供できな	い特別の事情		3保の提供が明 ぐご不明な場合は後				担保は	<u>は不要となります。</u>

- ・書き方が分からない場合は、所轄の税務署の徴収担当職員にお尋ねください。
- ・ 申請していただいた内容は税務署で審査します。猶予を許可する場合には、通知書でお知らせします。
- · 審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
- ・ 今後(2か月程度)地方税や社会保険料などの猶予の申請をされる場合には、この申請書の写しを 利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。

その他、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署(徴収担当)にお気軽にご相談ください。